

令和3年（2021年）  
第3回定例会

# 議案概要

東京都町田市

## 議案概要

議案名	第70号議案 公益的法人等への町田市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等について、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等から「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を削除します。</li><li>○ 2021年10月1日から施行します。</li> <li>○ 町田市から職員を派遣することができる公益的法人等に「地方税共同機構*」を追加します。</li><li>○ 2022年4月1日から施行します。</li></ul> <p>※ 地方税共同機構とは、地方税の電子化に係る事業を推進することにより、納税者の利便性向上及び地方税に関する事務の合理化に寄与することを目的とした団体です。地方税の申告、納税などの手続を電子的に行う地方税ポータルシステム（eLTAX(エルタックス)）の管理運営の業務等を行っています。</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>[公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の終了に伴い、町田市からの職員の派遣を終了するものです。</li></ul> <p>[地方税共同機構]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本機構には、都道府県、指定都市その他の地方公共団体から輪番制で職員を派遣しており、2022年度(令和4年度)から2年間は、町田市から職員を派遣することとなっています。</li></ul>			
問合せ先	総務部 職員課長 横山	電話	724-2761

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 7 1 号議案 町田市個人情報保護条例及び町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>  「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正及び「デジタル庁設置法」の制定に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律から引用している条の号番号を改めます。</p> <p>[町田市個人情報保護条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第 19 条第 15 号」 → 「第 19 条第 16 号」</li> <li>・ 「第 19 条第 7 号」 → 「第 19 条第 8 号」</li> <li>・ 「第 19 条第 8 号」 → 「第 19 条第 9 号」</li> </ul> <p>[町田市個人番号及び特定個人情報の利用等に関する条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「第 19 条第 10 号」 → 「第 19 条第 11 号」</li> </ul> <p>○ デジタル庁設置法の制定により、情報提供ネットワークシステム<sup>※1</sup>の所管が総務省からデジタル庁に変更となることに伴い、情報提供等記録<sup>※2</sup>を訂正した場合の通知先について「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改めます。</p> <p>[町田市個人情報保護条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「総務大臣」 → 「内閣総理大臣」</li> </ul> <p>※1「情報提供ネットワークシステム」とは、地方公共団体間又は地方公共団体と国の機関等の間で、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）をやり取りするために、国が設置・管理する情報システムです。</p> <p>※2「情報提供等記録」とは、情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報が、どの機関間でやりとりされたかを記録したものです。</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 55 条  （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）</p> <p>○ デジタル庁設置法（令和 3 年法律第 36 号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>総務部 市政情報課長 高橋</p>	<p>電話</p>	<p>724-8407</p>

議案概要

議案名	第72号議案 町田市葬具使用条例を廃止する条例		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市葬具使用条例を廃止します。</li><li>○ 2022年4月1日から施行します。</li></ul> <p><b>【経緯】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 本条例は、1958年（昭和33年）に、葬具の使用に関し必要な事項を定め、住民の福祉の増進に寄与することを目的として制定されました。</li><li>○ 本条例に基づき、町田市葬祭事業を実施し、安価でも厳かな葬儀が行えるよう祭壇等の貸出しを行い、市民の経済的負担の軽減に寄与してきました。</li><li>○ 本事業の創設当時は、多くの方が参列する葬儀が一般的でしたが、現在では、家族や近親者のみが参列する「家族葬」など小規模な葬儀へと変化しています。</li><li>○ 近年は、本事業よりも安価で小規模な葬儀を取り扱う民間の葬祭事業者が増加しています。</li><li>○ このような時代の変化に伴い、本条例は、所期の目的を達成したため、廃止するものです。</li></ul>			
問合せ先	地域福祉部 福祉総務課長 吉本	電話	724-2537

議案概要

議案名	第73号議案 町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

町田市バイオエネルギーセンター内に市民が利用できる施設(会議室等)を設置することに伴い、所要の規定を整備するため、制定するものです。

【議案の内容】

○ 施設の利用時間及び使用料について、以下のとおり規定します。

[利用時間]

施設の名称	利用時間
会議室、多目的室、和室	午前9時から午後10時まで
駐車場	午前8時15分から午後10時30分まで

[使用料]

(1) 会議室、多目的室、和室の使用料<sup>※1</sup>

施設の名称	利用単位及び使用料			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5時	午後5時30分 ～午後10時	午前9時 ～午後10時
会議室1	500円	690円	690円	1,880円
会議室2	480円	660円	660円	1,800円
会議室3	1,480円	2,050円	2,050円	5,580円
会議室4	820円	1,130円	1,130円	3,080円
会議室5	720円	1,000円	1,000円	2,720円
多目的室(調理)1	500円	690円	690円	1,880円
多目的室(調理)2	360円	500円	500円	1,360円
和室(保育室) <sup>※2</sup>	660円	910円	910円	2,480円

※1 会議室、多目的室、和室の使用料は、他の同種・同規模施設(各市民センター)を参考に設定しました。

※2 和室を保育室として他の施設と同時に利用する場合は、無料です。

(2) 駐車場の使用料<sup>※3</sup>

区画の名称	使用料
一般区画	(1)30分まで 無料 (2)30分を超え2時間まで 100円 (3)2時間を超え9時間まで (2)に加え、50円/30分 (4)9時間を超える場合 800円
大型区画	1回 1,500円

※3 駐車場の使用料は、他の同種・同規模施設(市立室内プール駐車場等)を参考に設定しました。

○ 2022年4月1日から施行します。

問合せ先	環境資源部 資源循環課長 林	電話	797-2732
------	----------------	----	----------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第74号議案 町田市民ホール空気調和設備改修工事請負契約</p>				
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市民ホールについて、耐用年数を経過した空気調和設備の改修を行う工事請負契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 工事内容  空気調和設備工事  換気設備工事  自動制御設備工事</li> <li>○ 工事範囲  町田市民ホール  構造：鉄筋コンクリート造  （一部鉄骨造）  地上4階建て  延床面積：6,651 m<sup>2</sup></li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>町田市民ホール</p> <p>町田駅前通り 至 町田駅</p> </div> <p style="text-align: center;"> <span style="border: 2px solid blue; display: inline-block; width: 20px; height: 10px; vertical-align: middle;"></span> 工事範囲 </p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）</li> <li>○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）</li> <li>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</li> </ul> <p><b>【契約の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 契約目的 町田市民ホール空気調和設備改修工事</li> <li>○ 契約方法 条件付一般競争入札</li> <li>○ 契約金額 228,373,200円</li> <li>○ 契約相手方 東京都町田市真光寺町1012番地6  株式会社鶴川設備工業  代表取締役 小野沢 政巳</li> <li>○ 工 期 契約確定の日から2022年11月30日まで</li> </ul>					
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部</p>	<p>契約課長</p>	<p>山本 武井</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293</p>

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第75号議案 町田第二中学校防音機能復旧工事（空気調和設備）請負契約</b>
------------	---

**【議案提出の目的】**

2001年度から2002年度にかけて行った防音工事で設置した空気調和設備が老朽化し、空調機の能力が低下しているため、改修を行う工事請負契約を締結するものです。

**【議案の内容】**

○ 工事内容

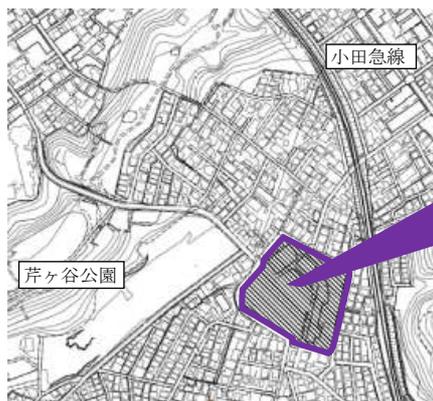
空気調和設備工事

【空気調和設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、ガス設備工事、天井材撤去新設工事、受変電設備工事、動力設備工事、電灯設備工事、機械警備設備工事、拡声設備工事、火災報知設備工事、撤去工事】

○ 工事範囲

校舎棟

RC造 地上4階建て



**【議案の法的根拠】**

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

**【契約の概要】**

- 契約目的 町田第二中学校防音機能復旧工事（空気調和設備）
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 280,328,400円
- 契約相手方 東京都町田市真光寺町1012番地6  
株式会社鶴川設備工業  
代表取締役 小野沢 政巳
- 工期 契約確定の日から2022年12月15日まで

問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本	電話	724-2523
	（工事内容）財務部 営繕課長 武井		724-1293
	（事業内容）学校教育部 施設課長 平川		724-2174

議案概要

議案名	第76号議案 健康増進温浴施設整備工事請負契約の変更契約		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          内装工事等の施工現場における新型コロナウイルス感染症防止対策を追加して実施するための期間を確保する必要が生じたことから、工期の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 履行期限の変更          ・ 履行期限について2021年10月29日を2021年12月17日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）          ○ 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）          ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b>          ○ 契約目的 健康増進温浴施設整備工事          ○ 契約方法 条件付一般競争入札          ○ 契約金額 604,714,000円          ○ 契約相手方 東京都町田市能ヶ谷四丁目22番11号          株式会社イワヲ建設          代表取締役 鈴木 成彦          ○ 工 期 変更前の工期 2020年9月30日から2021年10月29日まで          変更後の工期 2020年9月30日から2021年12月17日まで</p>			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨	電話	724-2523 724-1293 724-4036

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第77号議案 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事請負契約の変更契約</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 健康増進温浴施設整備工事の工期の変更に伴い、附帯工事の工期を併せて変更するため、給排水衛生設備工事請負契約の変更契約を締結するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021 年 10 月 29 日を 2021 年 12 月 17 日に変更する。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）</p> <p><b>【契約の概要】</b> ○ 契約目的 健康増進温浴施設整備給排水衛生設備工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 175,637,000 円 ○ 契約相手方 東京都町田市中町一丁目 25 番 9 号 シー・エイチ・シー・システム株式会社 代表取締役 渋谷 俊彦 ○ 工 期 変更前の工期 2020 年 9 月 30 日から 2021 年 10 月 29 日まで 変更後の工期 2020 年 9 月 30 日から 2021 年 12 月 17 日まで</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-1293 724-4036</p>

## 議案概要

議案名	第78号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、訴訟を提起するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額 1,240,648 円の徴収が必要となりました。</li><li>○ 430,752 円の納付を受けましたが、いまだに 809,896 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</li><li>○ 生活保護法第78条（費用の徴収）</li><li>○ 地方自治法施行令第159条（誤払金等の戻入）</li></ul>			
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 石川	電話	724-3295

## 議案概要

議案名	第79号議案 生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 生活保護費を受給していた者に対し、不正に受給した生活保護費等を徴収するため、訴訟を提起するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活保護費を受給していた者が、生活保護費受給中の就労収入について申告をしていなかったこと等により、支給済みの生活保護費相当額 1,254,506 円の徴収が必要となりました。</li><li>○ 502,752 円の納付を受けましたが、いまだに 751,754 円の納付がないため、訴訟を提起するものです。</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方自治法第96条第1項第12号（訴えの提起）</li><li>○ 生活保護法第78条（費用の徴収）</li><li>○ 地方自治法施行令第159条（誤払金等の戻入）</li></ul>			
問合せ先	財務部 納税課債権対策担当課長 石川	電話	724-3295

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第80号議案 児童扶養手当返還金等に係る訴訟の提起について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          児童扶養手当及び児童育成手当を受給していた者に対し、不当に受給した手当の返還を求め          るため、訴訟を提起するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童扶養手当及び児童育成手当を受給していた者が、受給資格を喪失したにもかかわらず、              速やかに届出を行わなかったため、不当に受給した手当額 830,760 円の返還が必要となり              ました。</li> <li>○ 2,500 円の返還を受けましたが、いまだに 828,260 円の返還がないため、訴訟を提起する              ものです。</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号（訴えの提起）</li> <li>○ 民法第 703 条（不当利得の返還義務）</li> </ul>			
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 納税課債権対策担当課長 石川</p>	<p>電話</p>	<p>724-3295</p>

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 1 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為や事業により築造された道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 928 号線その他の合計 11 路線 総延長 589mを市道として認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 8 2 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          公園整備事業に伴い事業区域内に取り込まれる路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 町田 66 号線 延長 69mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課          許認可・用地管理担当課長 奥村</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第83号議案 町田市民ホール・町田市鶴川緑の交流館ホール等・町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く。）の指定管理者の指定について														
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市民ホール、町田市鶴川緑の交流館ホール等、及び町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務を除く。）を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者となる団体（共同事業体）  （名 称）町田市文化施設指定管理共同事業体  （代表団体）東京都町田市森野二丁目2番36号  一般財団法人町田市文化・国際交流財団  理事長 高橋 豊  （その他の構成団体）  和光産業株式会社</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務  （各施設共通）  ・各施設の維持管理に関する業務  （町田市民ホール及び町田市鶴川緑の交流館ホール等のみ）  ・各施設の利用の承認等に関する業務  ・演劇、音楽その他の芸術文化及び市民文化の向上に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間  2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td>町田市民ホール</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td>町田市森野二丁目2番36号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td>1978年10月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td>鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設面積</td> <td>4,290 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td>6,651.02 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td>ホール、会議室、練習室、ギャラリー、レストラン等</td> </tr> </table>		名 称	町田市民ホール	所 在 地	町田市森野二丁目2番36号	開設年月	1978年10月	建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て	施設面積	4,290 m <sup>2</sup>	建物面積	6,651.02 m <sup>2</sup>	主要施設	ホール、会議室、練習室、ギャラリー、レストラン等
名 称	町田市民ホール														
所 在 地	町田市森野二丁目2番36号														
開設年月	1978年10月														
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て														
施設面積	4,290 m <sup>2</sup>														
建物面積	6,651.02 m <sup>2</sup>														
主要施設	ホール、会議室、練習室、ギャラリー、レストラン等														

名 称	町田市鶴川緑の交流館 (ネーミングライツ愛称名：和光大学ポプリホール鶴川)
所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目2番1号
開設年月	2012年9月
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下2階建て
建物面積	5,979.36 m <sup>2</sup>
主要施設	ホール、練習室、多目的室、会議室、エクササイズルーム、 交流スペース、カフェ、町田市立鶴川駅前図書館等 ※駅前連絡所は管理対象外

**【議案の法的根拠】**

- 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）
- 町田市民ホール条例第6条第3項（指定管理者の指定等）
- 町田市鶴川緑の交流館条例第7条第3項（指定管理者の指定等）
- 町田市立図書館条例第6条第3項（指定管理者の指定等）

問合せ先	文化スポーツ振興部 文化振興課長 神谷 生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	724-2184 728-8220
------	--------------------------------------	----	----------------------

議案概要

議案名	第 8 4 号議案 町田市フォトサロンの指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市フォトサロンを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者となる団体 東京都町田市鶴川一丁目 20 番地 20 特定非営利活動法人ワークショップハーモニー 理事長 須崎 信孝</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・施設の運営に関する業務 ・文化事業に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市フォトサロン</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市野津田町 3272 番地</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1999 年 10 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">285.5 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">第 1 展示室、第 2 展示室等</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市フォトサロン条例第 7 条第 3 項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市フォトサロン			所 在 地	町田市野津田町 3272 番地			開設年月	1999 年 10 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て			建物面積	285.5 m <sup>2</sup>			主要施設	第 1 展示室、第 2 展示室等		
名 称	町田市フォトサロン																										
所 在 地	町田市野津田町 3272 番地																										
開設年月	1999 年 10 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																										
建物面積	285.5 m <sup>2</sup>																										
主要施設	第 1 展示室、第 2 展示室等																										
問合せ先	文化スポーツ振興部	文化振興課長	神谷	電話	724-2184																						

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 5 号議案 町田市立室内プールの指定管理者の指定について</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
町田市立室内プール（健康増進温浴施設を含む。）を管理する指定管理者を指定するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 指定管理者となる団体（共同事業体）			
（名 称）株式会社協栄・東京体育機器株式会社共同事業体			
（代表団体）東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目 13 番 9 号			
株式会社協栄			
代表取締役社長 山田 賢治			
（その他の構成団体）			
東京体育機器株式会社			
○ 指定管理者が行う主な業務			
・ 町田市立室内プール（健康増進温浴施設を含む。）の維持管理に関する業務			
・ 町田市立室内プール（健康増進温浴施設を含む。）の運営に関する業務			
○ 指定管理期間			
2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間			
○ 施設概要			
名 称	町田市立室内プール		
所 在 地	町田市凶師町199番地1		
開設年月	室内プール棟：1989年8月		
	温浴施設棟：2022年4月（予定）		
建物構造	室内プール棟：鉄骨鉄筋コンクリート4階建て		
	温浴施設棟：鉄骨鉄筋コンクリート3階建て		
施設面積	22,740.41㎡		
建物面積	室内プール棟：8,344.07㎡		
	温浴施設棟：1,890.60㎡		
主要施設	室内プール棟：50mプール（日本水泳連盟公認）、25mプール、幼児用プール、トレーニング室、会議室、売店、事務室等		
	温浴施設棟：浴室、サウナ、脱衣所、フリースペース・キッズスペース、休憩室、売店、多目的室等		
	そ の 他：駐車場、駐輪場、緑地等		
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市体育施設条例第 6 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
<b>問合せ先</b>	<b>文化スポーツ振興部</b>	<b>スポーツ振興課長 高梨</b>	<b>電話</b>
			<b>724-4036</b>

議案概要

議案名	第 8 6 号議案 木曾子どもクラブの指定管理者の指定について		
【議案提出の目的】			
木曾子どもクラブを管理する指定管理者を指定するものです。			
【議案の内容】			
○ 指定管理者となる団体 東京都豊島区東池袋一丁目 44 番 3 号 池袋 ISP タマビル 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子			
○ 指定管理者が行う主な業務 ・ 子どもクラブの事業の実施に関する業務 ・ 子どもクラブの使用の承認等に関する業務 ・ 子どもクラブの施設の維持管理に関する業務			
○ 指定管理期間 2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間			
○ 施設概要			
名 称	木曾子どもクラブ		
所 在 地	町田市木曾東一丁目 6 番 40 号		
開設年月	2018 年 1 月		
建物構造	軽量鉄骨造 2 階建て		
建物面積	471.51 m <sup>2</sup>		
主要施設	遊戯室、集会室、図書室、乳幼児室等		
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）			
○ 町田市子どもセンター条例第 10 条第 3 項（指定管理者の指定等）			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-4097

議案概要

議案名	第 8 7 号議案 町田市七国山ファーマーズセンターの指定管理者の指定について																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市七国山ファーマーズセンターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者となる団体 東京都町田市森野二丁目 29 番 15 号 町田市農業協同組合 代表理事組合長 五十嵐 隆</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務 ・センターの事業の実施に関する業務 ・講習室の使用の承認等に関する業務 ・施設の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間 2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名 称</td> <td colspan="3">町田市七国山ファーマーズセンター</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市野津田町 3497 番地 1</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1993 年 9 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">木造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">1,380.94 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">326.16 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">休憩室、農具保管庫、トイレ、講習室、展示ホール、控室等</td> </tr> </table> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市七国山ファーマーズセンター条例第 5 条第 3 項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市七国山ファーマーズセンター			所 在 地	町田市野津田町 3497 番地 1			開設年月	1993 年 9 月			建物構造	木造 2 階建て			施設面積	1,380.94 m <sup>2</sup>			建物面積	326.16 m <sup>2</sup>			主要施設	休憩室、農具保管庫、トイレ、講習室、展示ホール、控室等		
名 称	町田市七国山ファーマーズセンター																														
所 在 地	町田市野津田町 3497 番地 1																														
開設年月	1993 年 9 月																														
建物構造	木造 2 階建て																														
施設面積	1,380.94 m <sup>2</sup>																														
建物面積	326.16 m <sup>2</sup>																														
主要施設	休憩室、農具保管庫、トイレ、講習室、展示ホール、控室等																														
問合せ先	経済観光部 農業振興課長 粕川	電話	724-2166																												

議案概要

議案名	第88号議案 町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務に限る。）の指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市立鶴川駅前図書館（図書館運営業務に限る。）を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者となる団体（共同事業体）          （名 称）久美堂・ヴィアックス共同事業体          （代表団体）東京都町田市原町田六丁目 11 番 10 号          株式会社久美堂          代表取締役 井之上 賢一          （その他の構成団体）          株式会社ヴィアックス</p> <p>○ 指定管理者が行う主な業務          ・ 図書資料の収集、整理及び保存に関する業務          ・ 個人貸出し、団体貸出し及び閲覧に関する業務</p> <p>○ 指定管理期間          2022年4月1日から2027年3月31日までの5年間</p> <p>○ 施設概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市立鶴川駅前図書館</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市能ヶ谷一丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">2012年10月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下2階建ての2階部分</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">1,332.07 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">一般開架、サービスカウンター、ブックポスト等 ※蔵書数：108,955冊（2021年3月末現在）</td> </tr> </table>				名 称	町田市立鶴川駅前図書館			所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目2番1号			開設年月	2012年10月			建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下2階建ての2階部分			建物面積	1,332.07 m <sup>2</sup>			主要施設	一般開架、サービスカウンター、ブックポスト等 ※蔵書数：108,955冊（2021年3月末現在）		
名 称	町田市立鶴川駅前図書館																										
所 在 地	町田市能ヶ谷一丁目2番1号																										
開設年月	2012年10月																										
建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上4階地下2階建ての2階部分																										
建物面積	1,332.07 m <sup>2</sup>																										
主要施設	一般開架、サービスカウンター、ブックポスト等 ※蔵書数：108,955冊（2021年3月末現在）																										
<p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市立図書館条例第6条第3項（指定管理者の指定等）</p>																											
問合せ先	生涯学習部 図書館長 中嶋	電話	728-8220																								

## 議案概要

議案名	第89号議案 町田市名誉市民条例に基づく名誉市民の同意方について		
<p><b>【議案提出の目的】</b> 市民又は市に縁故の深い者で、広く社会文化の興隆に貢献し、その功績が顕著で市民の尊敬を受ける方に対して、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、町田市名誉市民の称号を贈るものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b> 以下の者を町田市名誉市民に推挙いたします。</p> <p>氏名 伊賀 健一 職業 工学博士</p> <p><b>【功績の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 電気工学と電子工学の分野において世界最大の最も権威のある学会 IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers、アイ・トリプルイー、電気電子学会) の最高位メダルの一つである Edison Medal (エジソンメダル) を2021年5月11日に受賞されました。日本人としては3人目の受賞で、氏の業績である「垂直共振器型面発光レーザの概念創出、物理、及び開発への先駆的貢献」に対して贈られたものです。</li><li>○ 氏の創案した「面発光レーザ」を基に、多くの機関で研究開発が進められ、現在では、光ファイバやパソコン用のマウス、スマートフォンの顔認証機能などの光源として実用化され、世界に大きな影響を与えました。</li></ul> <p><b>【主な受賞歴】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>2007年 町田市功労者表彰 (文化芸術功労)</li><li>2013年 フランクリン賞/バウワー賞 (米国・フランクリン財団、科学部門)</li><li>2013年 町田市市民栄誉彰</li><li>2018年 日本国天皇瑞宝重光章</li></ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 町田市名誉市民条例第3条</li></ul>			
問合せ先	政策経営部 秘書課長 塩澤	電話	724-2100